

関西福祉科学大学・教育後援会

慶弔規則

(目的)

第1条 この規則は、関西福祉科学大学教育後援会（以下「本会」という。）
会員等の慶弔事項の取扱いについて定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この規則の適用範囲は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一、関西福祉科学大学（以下「本学」という。）に在学する学生
- 二、本会会員及びその配偶者
- 三、本学の専任教職員

(弔慰金)

第3条 前条に定める者が死亡したときは、その遺族に弔電、供花及び次の
とおり弔慰金を贈る。

- (イ) 本学学生 20,000 円
- (ロ) 会員、配偶者 10,000 円
- (ハ) 専任教職員 10,000 円

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、諸般の事情により弔慰を行う必要が
ある場合は、その都度会長が決定する。

(規則の改廃)

第5条 この規則の改廃は、役員会の審議を経て総会にて決定する。

附 則

本規則は、平成18年10月1日から施行する。